

■普通徴収

7月中旬に送付する納付書または口座振替により納めていただきます。また令和3年4月1日より、スマートフォン決済アプリやコンビニエンスストアを利用して保険料を納付できるようになりました。

なお、普通徴収の方は、便利で安全な**口座振替制度**を利用してください。

納付方法	期別	納期
特別徴収	第1期	4月年金・仮徴収
	第2期	6月年金・仮徴収
	第3期	8月年金・仮徴収
	第4期	10月年金・本徴収
	第5期	12月年金・本徴収
	第6期	2月年金・本徴収

納付方法	期別	納期
普通徴収	第1期	8月2日(月)
	第2期	8月31日(火)
	第3期	9月30日(木)
	第4期	11月1日(月)
	第5期	11月30日(火)
	第6期	12月27日(月)
	第7期	令和4年1月31日(月)
	第8期	令和4年2月28日(月)

口座振替制度

後期高齢者医療保険料を年金からの天引き(特別徴収)ではなく、口座振替による納付(普通徴収)を希望される方は、『後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書』と『口座振替依頼書』を役場住民課へ提出してください。年金からの天引きで良い方は、手続きの必要はありません。

《必要なもの》 ①後期高齢者医療被保険者証 ②預金通帳 ③通帳の届印

※令和3年10月に支給される年金からの天引きを中止したい場合は、7月20日(火)までに手続きしてください。

※ゆうちょ銀行の場合は、直接、郵便局で口座振替のお申し込みをしていただき、役場住民課で納付方法変更の申出をしてください。

国民年金保険料の免除制度、納付猶予制度

経済的な理由で国民年金を納めることが困難な場合や、過去に申請を忘れていたなど未納期間がある方は、問合せ先へご相談ください。

令和3年度国民年金保険料免除などの受付を7月1日から開始します。免除対象期間は、令和3年7月分から令和4年6月分までです。申請時点の2年1か月前までさかのぼって免除申請ができます。詳細は、お問い合わせいただくか町ホームページをご覧ください。(HP <https://www.town.aichi-mihama.lg.jp/docs/201805080028/>)

■必要なもの

年金手帳

失業などの特例免除を申請する場合は…

雇用保険受給資格者証または

雇用保険被保険者離職票のコピー

こちらからご覧いただけます



	所得基準	保険料(月額)	年金反映額の割合
全額免除	(扶養親族等の数×1)×35万円+32万円	0円	8分の4
4分の3	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	4,150円	8分の5
半額免除	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	8,310円	8分の6
4分の1	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	12,460円	8分の7
納付猶予	(扶養親族等の数×1)×35万円+32万円	0円	反映されない

注意

納付猶予制度は平成28年度以降の申請から対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大しました。

任意加入されている方や学生の方は、免除・納付猶予を申請できません。

学生の方は学生納付特例を申請できます。

- 問合せ ・半田年金事務所 ☎21-2322
- ・役場 住民課 内線358